

第三次報告書のフォローアップについて

令和元年12月

総務省
料金サービス課

- 平成30年9月に第二次報告書を取りまとめた以降、令和元年6月までに13回の会合を開催するとともに4回のワーキンググループを開催。また、平成31年4月の第20回会合からは、モバイル接続料の算定における将来原価方式による算定のあり方についても検討。これらの検討の結果を整理するとともに、今後の考えられ得る検討課題やフォローアップ事項等を提示した第三次報告書を令和元年9月に取りまとめ。

1. 【固定通信の接続に関する検討】IPoE接続に係るBE県間接続及び優先パケット県間接続

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書 第2章「NGNの県間通信用設備の扱い」(4) 考え方

- 県間接続については、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じるか否かという観点で論じるとともに、経済的な複製可能性の考え方を踏まえることが適当。
- IPoE接続によりNGN県内設備を利用する場面におけるBE県間接続の不可避性を考えた場合には、全てのVNEが後BE県間接続を選択している等の現状を踏まえると、BE県間接続について経済的な観点で複製可能性を認めることは困難であり、不可避性が生じていると現時点では考えられる。接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性を将来にわたり確保する観点からは、通常は制度による対応の必要性が認められるものと考えられる。
- 優先パケット県間接続については、これを用いずに優先パケット関係機能の利用をする事例はなく、また、優先パケット関係機能は基本的機能でもあるので、BE県間接続料と同じく、NGN県内設備の利用に当たり不可避であると現時点で考えられ、通常は制度による対応の必要性が認められるものと考えられる。
- 他方で、これら2種類の県間接続料の適正性の具体的在り方については、現在のところ、何らかの方向性を見出している状況ではなく、加えて、NTT東日本・西日本からコストの低廉化に応じた料金の低廉化を検討するという考えの表明や優先パケット県間接続料を改めて算定するとの考えの表明があったことから、まずは、本研究会でNTT東日本・西日本の自主的取組について説明を受け必要な場合には行政から更に詳細を調査し又は指摘を行うなどの検証作業を行い、料金算定の適正性に関する理解を深めていくことが適当であり、当面は、こうした取組の状況にも鑑みつつ、主に実質的に適正性・公平性・透明性を確保するという観点から、IPoE接続に係るBE県間接続及び優先パケット県間接続について、制度における具体的な対応の要否を検討していくべきである。

第三次報告書(案)に対する意見及びその考え方 考え方16

- IPoE方式のBE県間接続については、経済的な観点で複製可能性を認めることは困難であり、不可避性が生じていると現時点では考えられません。
- 優先パケット県間接続についても、これを用いずに優先パケット関係機能を利用する事例はなく、また、同機能は基本的機能でもあることから、不可避性が生じていると現時点では考えられます。
- 仮にこれらの理解と異なる説得力のある意見が表明された場合には、改めて検討することとしており、不可避性が存在しないと主張するのであれば、全都道府県にPOIを設置した場合における接続事業者の費用負担の試算などの具体的データを提示した上で、本研究会の場で議論することが必要と考えます。

2. 【固定通信の接続に関する検討】NGNのISP接続(インターネットトラフィック増加対応等)

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書(案)に対する意見及びその考え方 考え方21

- C-20型等のメニューの適用がない場合にもC型等により円滑なインターネット接続が確保できることが前提であると考えます。
- その上で、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分考慮しながら、実際の通信量の状況等も確認しつつ、適切に増設基準を見直すとともに、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な取組を継続的に行うことが適当であると考えます。
- また、総務省においては、これらについて継続的にフォローアップを行うことが適当であると考えます。

「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」令和元年9月25日付け総基料第132号

下記の事項について対応及び報告を求めることとし、その旨を要請する。

1 NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する対応

貴社におかれては、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分に考慮しながら、実際の通信量の状況等を確認しつつ、適時適切に網終端装置の増設基準を見直すなど、NGNにおけるインターネットトラフィック増加に対する適切な対応を継続的に行うとともに、総務省や審議会等の求めに応じて必要な情報提供を行うこと。

2 網終端装置の利用等についての状況把握・検証のための報告

網終端装置の利用状況等に関して、次の①から④までに掲げる事項について、毎年度経過後、速やかに報告すること。なお、当面は、毎半期経過後においても、速やかに報告すること。

- ① NGNにおけるインターネットトラフィックの動向
- ② 地域・事業者ごとの網終端装置におけるインターネットトラフィックの動向(帯域使用率※)
※ 数値が高い場合、その理由及び対応方針についても報告すること。
- ③ 事業者ごとの各メニューにおける網終端装置の利用状況(設置台数)の動向
- ④ 事業者の区分ごとのPPPoEセッション数及びインターネットトラフィックの動向

3. 【固定通信の接続に関する検討】加入光ファイバ未利用芯線の実態調査の方法等

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書 第6章2.「加入光ファイバの未利用芯線(3)考え方

- 時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要であり、そのため当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当。
- 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、将来原価方式が採用される場合、「最小限投資合理性」の考え方を踏まえ、具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組を行うことが求められる。

4. 【移動通信の接続に関する検討】接続料算定の精緻化(原価・需要)

接続料の算定に関する研究会 第三次報告書 第1章「移動通信における将来原価方式による接続料算定の在り方」(7)接続料算定の精緻化

- 将来原価方式への移行に併せて、原価及び需要の算定方法について、精緻化を図ることが適当。
- 接続料の原価及び需要について、算定方法の適正性を検証するため、まずは本研究会において二種指定事業者からその実態を聴取した上で、二種指定事業者間の比較等によりその適正性を検証の上、所要のルール整備について検討することが適当。